

## ○教員の転出に伴う図書館資料の無償譲渡に関する要項

〔平成22年12月6日〕  
〔図書館委員会決定〕

### (要旨)

第1 この要項は、本学教員が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人（以下「国等」という。）若しくはその他の機関等に異動する際、当該教員の申し出により金沢大学附属図書館規程第3条に定める図書館資料（以下「資料」という。）の無償譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象資料)

第2 対象となる資料は、当該教員へ貸し出された資料とする。

### (申請手続き等)

第3 無償譲渡の申請者は、別紙様式の転出に伴う図書無償譲渡申請書を作成し、附属図書館長（以下「館長」という。）に提出するものとする。

### (無償譲渡の承認)

第4 館長は、申請に基づき、次の各号に定めるところにより審査の上、承認することができる。

- ① 本学教員の国等への異動に伴い無償譲渡しようとする場合で、科学研究費補助金その他これに類する補助金（以下「科研費等」という。）で購入した資料は、科研費等の取扱いによるものとする。
- ② 本学教員の国等への異動に伴い無償譲渡しようとする場合で、寄附金（研究目的）で購入した資料は、当該研究者あての寄附金である場合、無償譲渡の対象とするものとする。なお、当該研究者の所属する部局あての寄附金（研究目的）で購入した資料については、当該部局の長が移管を承認したものに限り、無償譲渡の対象とすることができるものとする。
- ③ 本学教員の国等への異動に伴い無償譲渡しようとする場合で、共同研究等の本学側研究者が使用している資料については、当該研究等を完了又は中止した場合に限り、無償譲渡の対象とすることができるものとする。
- ④ 本学教員の国等への異動に伴わない無償譲渡は、①から③までの取扱いに準じて申請者が所属する部局の長が移管を承認したものに限り、無償譲渡の対象とすることができるものとする。
- ⑤ 本学教員の異動に伴い無償譲渡しようとする場合で、運営費交付金等で購入した資料は、無償譲渡の対象としないものとする。ただし、本学教員の国等への異動に伴い図書を無償譲渡しようとする場合においては、同一図書を複数所蔵しており、かつ、保存用の1部を除き、今後、当該図書を所蔵する予定がないと館長が認めるときは、無償譲渡の対象とすることができるものとする。

2 前項各号に定める本学教員の国等への異動に伴う無償譲渡に係る請求の期限は、物品管理責任者が特に認める場合を除いて、当該教員の異動発令日の前日までとする。

3 館長は、無償譲渡を承認したときは、承認書により申請者に通知するものとする。

(無償譲渡の手続き等)

第5 物品管理責任者は前項により承認された資料について、国立大学法人金沢大学固定資産等管理規程に基づき、無償譲渡の手続きを行う。

(経費負担)

第6 当該資料の輸送、梱包経費等無償譲渡に伴う諸経費は、無償譲渡を申請した者の負担とする。

#### 附 則

1 この要項は平成22年12月6日から施行する。

2 教官の転出に伴う図書館資料の管理換に関する要項(平成14年2月27日 図書館委員会決定)は廃止する。

別紙様式

転出に伴う図書無償譲渡申請書

平成 年 月 日

金沢大学附属図書館長 殿

所属（研究域・系）

氏名

印

本学を退職し、〇〇へ転任するにあたり、別紙の図書を〇〇へ移管くださるようお願い  
します。

(以下、要項第4の②又は④に該当する場合に必要)

上記を承認します。

所属部局の長 氏名

印

## 【参考資料】

### 国立大学法人金沢大学における物品の無償譲渡に係る取扱いについて

平成17年2月7日財務担当理事裁定

- 1 国立大学法人金沢大学固定資産等管理規程第21条第1項に定める物品管理責任者が必要と認めるときは、以下の各号に定めるところによるものとする。
  - ① 本学教員の国等への異動に伴い無償譲渡しようとする場合で、科学研究費補助金その他これに類する補助金（以下「科研費等」という。）で購入した物品は、科研費等の取扱いによるものとする。
  - ② 本学教員の国等への異動に伴い無償譲渡しようとする場合で、寄附金（研究目的）で購入した物品は、当該研究者あての寄附金である場合、無償譲渡の対象とするものとする。なお、当該研究者の所属する部局あての寄附金（研究目的）で購入した物品を無償譲渡するかどうかは、当該部局長の判断によるものとする。
  - ③ 本学教員の国等への異動に伴い無償譲渡しようとする場合で、共同研究等の本学側研究者が使用している物品については、当該研究等を完了又は中止した場合に限り無償譲渡の対象とするものとする。
  - ④ 本学教員の国等への異動に伴わない無償譲渡は、①から③までの取扱いに準じて当該物品を使用している部局長が判断するものとする。
  - ⑤ 本学教員の異動に伴い無償譲渡しようとする場合で、運営費交付金等で購入した物品は、無償譲渡の対象としないものとする。ただし、本学教員の国等への異動に伴い図書を無償譲渡しようとする場合においては、同一図書を複数所蔵しており、かつ、保存用の1部を除き、今後、当該図書を所蔵する予定がないと図書館長が認めるときは、無償譲渡の対象とすることができるものとする。
- 2 前項各号に定める本学教員の国等への異動に伴う無償譲渡に係る請求の期限は、物品管理責任者が特に認める場合を除いて、当該教員の異動発令日の前日までとする。
- 3 この取扱いは、平成16年4月1日から適用するものとする。